2017年4月3日
EY Japan
新日本有限責任監査法人

EY新日本「監査法人の組織的な運営に関する原則」（監査法人のガバナンス・コード）を採用

EY のメンバーファームである新日本有限責任監査法人（以下、EY新日本）は、2017年3月31日に金融庁より公表された「監査法人の組織的な運営に関する原則」（監査法人のガバナンス・コード）を採用し、すべての原則を適用していることをお知らせします。

昨年より EY 新日本は、監査品質を最重視した組織的な運営を実践してまいりました。これまで、社外の有識者による経営や品質管理、組織風土改革等への関与、また次世代の監査を見据えた数々のイノベーションなど、さまざまな先進的な取り組みにより監査法人のガバナンス・コードの公表と同時にすべての原則を適用していることとなりました。

今後もあらゆる改革を不断に実行し、監査業界のロールモデルを目指して先進的な組織を構築していきます。また、財務諸表に信頼性を付与し、ゲートキーパーとして資本市場の健全な発展に寄与していくことを、皆さまにお約束いたします。

なお、「監査法人のガバナンス・コードへの対応状況」および「品質に関する報告書」は、当法人のウェブサイトに掲載しています。

EYについて
EY は、アシュアランス、税務、トランザクションおよびアドバイザリーなどの分野における世界的なリーダーです。私たちの深い洞察と高品質なサービスは、世界中の資本市場や経済活動に信頼をもたらします。私たちはさまざまなステークホルダーの期待に応えるチームを率いるリーダーを生み出していきます。そうすることで、構成員、クライアント、そして地域社会のために、より良い社会の構築に貢献します。

EY Japanについて
EY Japan は、EYの日本におけるメンバーファームの総称です。新日本有限責任監査法人、EY税理士法人、EY トランザクション・アドバイザリー・サービス株式会社、EY アドバイザリー・アンド・コンサルティング株式会社（1 月 19 日より）などから構成されており、各メンバーファームは法的に独立した法

人です。

《本件に関するお問い合わせ先》

EY Japan BMC (Brand, Marketing and Communications)

Tel: 03 3503 1037 / Fax: 03 3503 1041